

「児童生徒の学習評価の在り方について（これまでの議論の整理）」
に関する意見募集の実施について

平成30年12月18日
初等中等教育局教育課程課

中央教育審議会においては、新しい学習指導要領の下での児童生徒の学習評価の在り方について検討を行うため、初等中等教育分科会教育課程部会の下に設置した児童生徒の学習評価に関するワーキンググループにおいて、この度、「児童生徒の学習評価の在り方について（これまでの議論の整理）」がまとめられました。

つきましては、「児童生徒の学習評価の在り方について（これまでの議論の整理）」について、御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。なお、下記の要領にのっとっていないものは受領いたしかねますので、御了承ください。

【1. 具体的内容】

→【別添】参照

【2. 意見の提出方法】

- (1) 提出手段 郵送・FAX・電子メール・電子政府の総合窓口の意見提出フォームから
(電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください)
- (2) 提出期限 平成31年1月9日 必着（郵便についても期限内必着）
- (3) 宛先
住所：〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2
文部科学省初等中等教育局教育課程課 宛
FAX番号：03-6734-3734
電子メールアドレス：shidouyouryou@mext.go.jp
(判別のため、件名は【児童生徒の学習評価の在り方について（これまでの議論の整理）への意見】として下さい。また、コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入下さい)

【3. 意見提出様式】

以下の項目を記載ください。

- ・件名 「児童生徒の学習評価の在り方について（これまでの議論の整理）への意見」を明記してください
- ・氏名（法人又は団体の場合はその名称）
- ・住所（法人又は団体の場合は主たる事務所の所在地）
- ・電話番号
- ・意見：御意見が1000字を越える場合、その要旨を別途記載ください。
- ・意見の分類：①～④の分類番号（別紙参照）から一つ選んで明記してください。

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。（1枚1意見、1メール1意見としてください。）

【4. 備考】

- ① 御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ② 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

（初等中等教育局教育課程課教育課程企画室）

意見の分類番号について

分類番号	意見の観点
①	1. はじめに
②	2. (1) カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価
③	2. (2) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価
④	2. (3) 学習評価について指摘されている課題
⑤	2. (4) 学習評価の改善の基本的な方向性
⑥	3. (1) 学習評価の基本的な枠組み
⑦	3. (2) ①観点別学習状況の評価について
⑧	3. (2) ②「知識・技能」の評価について
⑨	3. (2) ③「思考・判断・表現」の評価について
⑩	3. (2) ④「主体的に学習に取り組む態度」の評価について
⑪	3. (3) 評価の方針等の児童生徒との共有について
⑫	3. (4) 教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力の評価について
⑬	3. (5) 評価を行う場面や頻度について
⑭	3. (6) 障害のある児童生徒など特別な配慮を必要とする児童生徒に係る学習評価について
⑮	3. (7) ①高等学校における観点別学習状況の評価の扱いについて
⑯	3. (7) ②指導要録の取扱いについて
⑰	3. (7) ③観点別学習状況の評価と評定の取扱いについて
⑱	3. (8) 学習評価の高等学校入学者選抜・大学入学者選抜での利用について
⑲	3. (9) 外部試験や検定等の学習評価への活用について
⑳	4. (1) 国立教育政策研究所に求められる取組について
㉑	4. (2) 教育委員会、学校、教員養成課程等に求められる取組について
㉒	4. (3) 教職員や保護者等の学校関係者、社会一般への周知について
㉓	全体に関する御意見について
㉔	その他

※複数の分類またがる御意見については、分類番号を複数記載ください。

(例)「知識・技能」及び「主体的に学習に取り組む態度」の評価に関するこの場合：「⑧と⑩」と記載